

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会			
開催日時	平成27年1月29日(木)午後1時30分～午後4時			
開催場所	座間市立総合福祉センター(サニープレイス座間)3階多目的室			
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：加藤興和委員、今津武委員、大友奉委員、島村利明委員、田中誠一委員、佐久間志保子委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、稲垣文野委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：中川正行委員、米澤弘明委員、久保田芳洋委員、北原稔委員</p> <p>(市)</p> <p>健康部長、健康部次長兼医療課長、介護保険課長、保険係長、地域支援係長、福祉部長、福祉部次長兼生活援護課長、福祉長寿課長、長寿係長、福祉長寿課4人(うち事務局3人)、障がい福祉課長、障がい福祉係長、障がい福祉係主事、生活援護第1係長</p>			
事務局	福祉長寿課			
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数 0人
非公開・一部公開とした理由				
議題	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の案について</p> <p>(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画の案について</p> <p>(3) 座間市生活困窮者自立支援指針の案について</p> <p>(4) その他</p>			
資料の名称	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)[案]</p> <p>(2) 資料1 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)に関するパブリックコメント実施結果について</p> <p>(3) 資料2 地域保健福祉サービス推進委員会等でいただいた意見に対する計画への反映について</p> <p>(4) 座間市障害者計画・第四期座間市障害福祉計画(案)</p> <p>(5) 座間市障害者計画・第四期座間市障害福祉計画 概要版(案)</p> <p>(6) 生困資料1 座間市生活困窮者自立支援指針(素案)に関する意見募集の実施結果について</p> <p>(7) 生困資料2 座間市生活困窮者自立支援指針(素案)の修正箇所</p>			

会議の内容	<p>(8) 生困資料3 座間市生活困窮者自立支援指針(案)</p> <p>(事務局) 平成26年度第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催します。</p> <p>初めに担当部長の高面より御挨拶を申し上げます。</p> <p>《福祉部長あいさつ》</p> <p>(事務局) ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、何点か御許可いただきたいと存じます。</p> <p>両計画の委託業者の入室及び委員の御意見等をまとめるための録音機の使用を御許可いただきたいと存じます。</p> <p>以上、2点につきまして、協働まちづくり条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされておりますので、御許可いただけますでしょうか。</p> <p>(会長) 異議のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは、異議なしと認め、委託業者の入室と録音機の使用を許可します。</p> <p>《委託業者入場》</p> <p>(事務局) ありがとうございます。ここで委員出席状況について報告します。本日4人の委員が欠席ですが、過半数の出席をいただいておりますので、本委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立することを御報告します。</p> <p>それでは、議事の進行につきましては会長にお願いします。</p> <p>(会長) はい。それでは、議事に移ります。円滑な議事の進行に御協力をお願いします。</p> <p>「(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の案について」担当からの説明を願います。</p> <p>(事務局) 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。</p> <p>《事務局、説明員紹介》</p> <p>(事務局) 続きまして、「座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)」について、諮問書を提出させていただきます。</p> <p>《福祉部長、会長に諮問書を提出》</p> <p>《福祉長寿課、介護保険課説明》資料(1)~(3)に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントについて、本文修正はないが、事業実施の際の参考となる意見があった。(意見者1人 意見数2件) ・ 要介護等の認定者の推移と今後の見込について、表のみで表示し
-------	---

ていたデータに、グラフを追加した。また、新規に表及びグラフを追加した。

- ・ 制度変更等が予定されている事業名を最新のものに改めた。
- ・ 一部事業を具体的な事業名に改めた。
- ・ アンケート結果を計画の関連個所に掲載し、計画とアンケート結果の相互関係の明確化を図った。
- ・ 個別事業を表形式から、個別掲載とし、概要と今後の展開を記載した。また、取組実績の数値及び該当する事業については目標値を記載した。
- ・ 認知症への支援対策に関する事業を明記した。
- ・ 生活支援体制づくりを進めるため、協議体を立ち上げ、具体的サービスを検討していくことを明記した。
- ・ 地域密着型サービスの整備を進めるため、計画に明記した。
- ・ 介護保険料の計算を再計算し、最新のものに改めた。

(会長) 以上、説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

(佐久間委員) P 1 0 の認知症高齢者についてしっかりとした説明を入れていただくようお願いします。また、グラフのタイトルについて、要介護（要支援）認定者数と記載されているため、グラフがどの対象を示しているのか分かりづらいと思います。要支援と要介護を分けて記載してはいかがでしょうか。

(地域支援係長) 要支援認定者と要介護認定者を分けて記載するよう対応させていただきます。

(会長) 重点事項 3 について P 5 5 に記載していますが、「協議体や生活支援コーディネーターの設置を検討します。」と記載する一方で、個別事業でははっきりと「協議体を立ち上げます。」、「生活支援コーディネーターを配置します。」と書かれています。重点事項でも同じように表現してはいかがでしょうか。

また、P 1 0 9 について、第 5 期計画の介護保険料段階は「1 2 段階」と記載されていますが、第 6 期計画については「各段階」と表現されており、続けて読んでいくと第 6 期も「1 2 段階」とであると誤読するおそれがありますので、「各段階」を「1 6 段階」と改めてはいかがでしょうか。

(介護保険課長) 対応させていただきます。

(島村委員) P 1 6 の日常生活圏域について、各地区民生委員児童委員

協議会の区割りと非常によく似ていますが、第三地区民生委員児童委員協議会の地域が「第4圏域」、第四地区民生委員児童委員協議会の地域が「第3圏域」となっています。数字が一致していた方が分かりやすくないでしょうか。

(地域支援係長) 今期計画から6圏域に分けたため、現時点では北から仮に「第1～6圏域」とさせていただいています。運用開始時点では、各圏域がどの地区を表すのか明確に分かるような名称を検討していく予定です。

(健康部長) 現時点では、名称ではなく各圏域の区割りが重要であって、本計画では仮の名称で掲載させていただいています。名称については、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

(会長) ひとつ要望させていただきたいのですが、P25の健康づくりについて、若者と高齢者で健康概念は違うものだと思います。高齢者は若者と同じように健康になることは難しい。年齢に応じた健康づくりについて、市民の皆さんが認識できるような説明が必要なのではないかと思います。

(田中委員) とてもいい計画になってきていますが、介護人材の確保について、あっさりとしすぎていて、具体的なことが書かれていません。今後ますます介護人材が不足してくることが懸念されていますので、現実的に即して厚みのあるものにする必要があるのではないのでしょうか。

(介護保険課長) 介護人材の確保は、県の事業とされており、現在、介護人材の不足が深刻化してきていることを受け、県も具体的な動きが出始めているところです。具体的にどういったことができるか、市にアンケートも来ています。市独自でこの事業を行うことは難しいため、現場の状況を伝えるなどして、支援していくことを考えています。

(田中委員) 費用負担を増やすということではなく、人材確保に努める市の姿勢が見えるような書き方をお願いしたいと思います。

(会長) ほかに御意見はないようですので、議題(1)は以上となります。続いて、「(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画の案について」担当から御説明願います。

(事務局) 議題に先立ちまして1点御報告申し上げます。今津委員におかれましては、次の会議があるとのことで御退席されました。1人減となりましたが、委員9人で定足数に足りておりますことを御報告し

ます。

それでは議題(2)の説明員を紹介させていただきます。

《事務局、説明員紹介》

(事務局) 続きまして、「座間市障害者計画・第四期障害福祉計画(案)」について、諮問書を提出させていただきます。

《福祉部長、会長に諮問書を提出》

《障がい福祉課説明》資料(4)・(5)に基づき説明

- ・ パブリックコメントを平成26年12月26日～平成27年1月26日までの32日間実施したが、意見の提出はなかった。
- ・ 前回の会議でいただいたバリアフリーとユニバーサルデザインの取扱いについて、言葉の定義を確認し、内容を再検討し、現状と課題の中に「ユニバーサルデザイン」を加えた。
- ・ 各課の施策を計画内に反映した。
- ・ 前回別紙資料として提出していた平成27～29年度の各種目標値を、第6章の障害福祉計画に盛り込んだ。
- ・ 視覚障害者向けにSPコードを付与し、音声読み上げが行える物を作成する。ただし、計画全文では100Pを超えるため、概要版にSPコードを付与する予定である。
- ・ 第四期障害者計画は県に提出する。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様から御意見、御質問等はどうですか。

(島村委員) SPコードについて少し分かりづらかったのもう一度御説明いただいてもよろしいでしょうか。

(障がい福祉課) 視覚障害者用に専用の機械を通すと音声読み上げをすることができるコードのことをSPコードと呼んでいます。今後、このSPコードを概要版に付与していく予定です。

(障がい福祉課長) こちらがSPコードの見本です。こちらを専用の機械に通すとそのページの音声の流れようになっています。

(島村委員) ありがとうございます。

(長谷川委員) P64に「災害時の避難所に、福祉、医療的なケアを配慮した二次避難所の運営について検討していきます。」と書かれていますが、いつ地震が来てもおかしくないですので、検討ではなく、すぐにでも実施していくように考えていただきたいです。

(障がい福祉課長) こちらにつきましては、障がい福祉課単独での判断

は難しく、安全防災課と協議しながら徐々に進めていくということで「検討」という言葉を使わせていただきました。

(長谷川委員) 検討が検討で終わってしまうことがないようにお願いします。

(会長) パブリックコメントに意見がなかったというのは残念ですね。

(稲垣委員) 行政は資料作りなど膨大な手間をかけてパブリックコメントの準備もされてきていると思います。それが地域に伝わっていかないというのは非常に残念なことだと思います。障害者の方にどのようにしてこの計画を伝えていくのか、考えていく必要はあるのではないかと思います。意見をいただくための資料のボリュームもありますので、見るのも大変だと思いますし、分かりづらさなども要因のひとつではないでしょうか。市民に分かりやすく伝えていく方法も考えていかなければならないと思います。

(障がい福祉課長) 年末年始を含むことから本来30日で良いところを2日増やしたところですが、残念ながら御意見をいただくことができませんでした。稲垣委員のおっしゃるとおり、分かりづらさというのも要因としてあったのかもしれませんが。次の計画策定の際にも障害者施設や障害者団体と意見交換をする場もごございますので、今回意見がなかったこともお話しさせていただいて、対応を考えていければと思います。

(福祉部長) 本計画については、障害者団体などいくつもの団体と協議を重ねて作成しているという面もありますので、意見を事前に聴取できているという見方もできるのではないかと考えています。

(会長) ほかに御意見はないようですので、出された案のとおりでよろしいでしょうか。

《一同異議なし》

(会長) それでは「(2) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画」については案のとおり了承することとします。

続いて、「(3) 座間市生活困窮者自立支援指針の案について」担当から御説明願います。

(事務局) 説明に先立ちまして、議題(3)の説明員を紹介させていただきます。

《事務局、説明員紹介》

(事務局) 続きまして、「座間市生活困窮者自立支援指針(案)」について、諮問書を提出させていただきます。

《福祉部長、会長に諮問書を提出》

《福祉長寿課説明》資料(6)～(8)に基づき説明

- ・ パブリックコメントについて、本文修正はないが、事業実施の際の参考となる意見があった。（意見者2人 意見数10件）
- ・ 前回からの修正点を説明した。
 - 「第2のセーフティネット」である生活困窮者自立支援制度の位置づけを明確にするよう本文を修正した。
 - 第3章「1-1 人口減少・少子高齢化の状況」について、2月の最新統計を踏まえたグラフに修正し、それに基づき本文を修正する予定である。
 - 同章「1-2 生活保護の状況」について、県内2番目の本市の保護率が、政令指定都市である横浜市と川崎市の間に位置している点を追記した。
 - 第4章「6 一時生活支援事業」について、一部誤解を招く表現があったため、事業の趣旨に合った説明に修正した。

(会長) はい、ありがとうございます。皆様から御意見、御質問等はいかがでしょうか。

(島村委員) P11の「6 一時生活支援事業」についてですが、「この事業は、住居のない生活困窮者に対して、一定期間内に限りシェルター等の宿泊場所を確保し、そこで衣食の供与等を行います。」と書かれています。後段では、「実施しない方針です。」と書かれています。これはどういったことでしょうか。

(福祉長寿課) こちらの文章の構成については、第一段落で施策の内容を記載させていただき、第二段落で本市の取組方針を記載させていただいています。こちらは任意事業となっておりますので、各市の判断で実施の可否を検討することができますので、本市の現状を踏まえ実施しないこととさせていただいています。

(会長) そうであれば、第一段落の表現を「そこで衣食の供与等を行うものです。」としてはいかがでしょうか。

(福祉長寿課) 表現方法について検討させていただきます。

(会長) P9の5行目、「地域の見守りをしている民生委員を活用して、生活困窮者を早期に把握し、早期支援につなげます。」と書かれており、その下の図についても「早期把握（民生委員）」と書かれています。この表現だと民生委員に限定していると捉えられるのではな

いでしょうか。一方で、P10については前回、具体的な団体名が記載されていた部分が「市内の事業と関係する団体」と変更されています。こちらは就労支援に関係する団体が様々にあるということでこうした表現に変更したものと認識しています。「民生委員」についても同じではないでしょうか。例えば社協の「生活福祉貸付金」の利用者でも生活困窮者は見えてきます。あるいは、保護司の活動の中でも背景を追うと生活困窮が絡んでくることがあります。本文にも記載されているとおり、生活困窮というのは様々な問題が複雑に絡んでいるものと思います。「民生委員」に限定せず、いろいろな立場や団体の方も網羅しておいた方が良いのではないかと思います。

(島村委員) 民生委員ももちろんですが、自治会の協力もあった方が良いでしょう。民生委員に限定するのは避けた方が良いでしょう。

(生活援護課長) 御指摘の点については、検討して表現を改めたいと思います。

(会長) 今年度モデル事業をやってきた自治体もありましたが、この指針はその報告も参考にしながら作られたのでしょうか。

(福祉長寿課) 指針の作成に当たって、初めての取組であることから、他市の状況も確認させていただきました。先ほどお話のあった就労準備支援事業については、関係団体や企業と連携している自治体もあり、どういった団体と連携していくことが必要かといったところは他市の状況を確認させていただき、市内の関連団体に制度の趣旨等の御説明をさせていただきました。

(会長) ほかに御意見はないようですので、議題(3)「座間市生活困窮者自立支援指針(案)」については、本日出た意見を反映した上で、進めさせていただく形でよろしいでしょうか。

《一同承認》

(会長) それではほかにありますか。

(事務局) 特にございません。

(会長) 委員の皆さんから何かございますか。何もないようですので、これで議事を終了します。

(事務局) それでは、閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。